

建設関連業務以外の業務委託（その他業務）の最低制限価格の算定式の改定

最低制限価格の算定式を改定しますのでお知らせします。詳細は、以下をご確認下さい。

1 対象業務

道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に係る入札等に関する要領（平成20年6月1日県土整備部管理課定め）に定める業務

要領第1条抜粋

この要領の対象となる業務は、県が発注する次に掲げるものとする。ただし、別に要領等の定めのある業務を除く。

(1) 道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務

道路施設、河川施設、ダム施設、港湾及び漁港施設等行政財産の点検、維持、管理等に関する業務

(2) 除草及び街路樹の管理等に関する業務

道路、河川敷、港湾及び漁港等の除草並びに街路樹の剪定、施肥、薬剤散布等に関する業務

(3) 清掃等に関する業務

道路施設、河川及び海岸等の清掃並びにダム、河川、海岸、港湾及び漁港等の流木及び漂着物の除去等に関する業務

2 対象業務の種類

(1) その他業務（その1）：建設工事又は地質調査業務の諸経費で積算されている業務

(2) その他業務（その2）：測量又は設計業務の諸経費で積算されている業務

※ 個別案件における最低制限価格の有無及び業務の種類（その1、その2）については、指名競争入札通知書又は入札公告で確認して下さい。

3 最低制限価格の算定式

最低制限価格 = 最低制限価格基礎額 + ランダム加算値

ランダム加算値 = 最低制限価格基礎額 × 一定割合以下の無作為値

その他業務（その1）の最低制限価格基礎額 = 予定価格 × 85%

その他業務（その2）の最低制限価格基礎額 = 予定価格 × 81%

注）赤字が今回の改定箇所です

4 留意事項

(1) 令和6年5月1日以降に指名通知及び公告を行う入札に適用します。

(2) 随意契約については、最低制限価格の設定の対象外です。